

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

岐阜県生活わくわく支援パッケージ

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市及び海津市並びに岐阜県羽島郡岐南町及び笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村、可児郡御嵩町並びに大野郡白川村

3 地域再生計画の区域

岐阜県の全域

4 地域再生計画の目標

【概要】

本県では、2005年以降、県外への転出超過が続いている。2016年の岐阜県人口動態統計調査では、転出の理由として、10～19歳では学業上の理由が約60%、20～39歳では職業上の理由が約48%を占めている。また、人口の過度な一極集中が進む東京都への転出については、前者が約76%、後者が78%となっており、学業や職業上の理由が、若者の東京へ転出する大きな理由となっている。一方、県内では、人口減少・少子高齢化や景気の緩やかな回復基調等を背景に、有効求人倍率の高い状況（6か月連続2.0超、全国順位4位（11月期））が続いており、県内企業にとって人手不足が深刻化している。特に、本県の経済を支える製造業においては、航空宇宙産業など優れた技術力や特色ある製品を持つ企業が集積しているにもかかわらず、企業間取引が中心であるために企業名が認知されていないなど、企業の強みや魅力を十分に発信しにくい側面がある。

このような状況の中、移住希望者から選ばれる岐阜県を目指すため、2015年以降、東京・大阪・名古屋からの移住をターゲットに移住相談拠点を設置し、本県への移住者数は毎年増加を続けている。また、県内のほぼ全ての市町村が、移住者を対象とした独自の支援策（住宅取得、空き家改修、就業支援など）を展開するなど、本県の移住希望者受入れに向けた環境は整いつつある。

さらに、東京の移住相談窓口においては、利用者の約5割が20～30代であり、その割合は年々増加している。また、移住先選択の優先事項として「就労の場があること」が最多となっており、東京の若者は地方に仕事を求めている傾向にある。よって、これまでの受け身（窓口での相談がスタート）による移住支援だけでなく、移住検討層以外の若者に対して本県らしい魅力的な仕事をセットで提案・マッチングすることで、これまで以上に移住者を呼び込む。そして、若者を中心として移住者が県内各地で活躍し、県内中小企業の人手不足を解消するとともに地域経済に波及効果をもたらす仕組みを構築する。

また、本県の開業率は2016年度は全国レベルの5%台となったが、2017年度は4.4%で全国平均の5.6%を下回っている。県内の企業数は2004年の87,918社から2014年には74,542社と、10年間で13,000社余り、約15%減少している。少子高齢化が進む現在の社会構造のままでは地域の活力が減退していくことが懸念される。人口減少や高齢化が特に進んだ地域においては、日常の買い物や移動手段の確保といった暮らしに必要なサービスの確保や機能の維持、行政サービスの維持、空き家や空き室の増といった課題がある。（総務省の住宅・土地調査では、本県の空き家数は2013年には133.3千戸であり、1993年の62千戸から倍増。）

こうした課題に対し、生活を支えるネットワーク・インフラの整備も含め、その地域の状況に応じた総合的な取り組みも必要となってくるため、地域の活力を維持し、住民が安心して暮らすことができるよう、まちづくり、地域交通支援、社会福祉などの各分野において、移住者による社会的起業による新たな視点も取り入れることで、地域経済の活性化、ひいては地方創生を実現する。

本県の総人口は、今後10年間、毎年1万6千人程度減少していくことが見込まれる。特に、地域や経済の担い手である、いわゆる生産年齢人口の減少が顕著

である。こうした中、若者、女性、高齢者、障がい者などあらゆる人が働き手として活躍できる環境づくりに向け、ライフスタイル、ライフステージに応じた多様な働き方も併せて実現していく。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
本移住支援事業に基づく移住就業者数（人）	0	96	96
本移住支援事業に基づく移住起業者数（人）	0	10	10
本起業支援事業に基づく起業者数（人）	0	10	10
マッチングサイトに新たに掲載された求人数（件）	0	250	250

2021年度増加分 3年目	2022年度増加分 4年目	2023年度増加分 5年目	2024年度増加分 6年目	KPI増加分 の累計
96	96	96	96	576
10	10	10	10	60
10	10	10	10	60
250	250	250	250	1,500

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

- ・東京圏からの移住支援事業
- ・地域課題解決型創業支援事業

③ 事業の内容

- ・東京へ転出超過と県内企業の人手不足という課題を解消するために、移住支援事業として、東京の若者の「地方で働きたい」という意欲と県内の特色ある企業を効果的にマッチングするサイトを整備するとともに移住に係る経済的負担を軽減する支援金を支給することで、移住者を呼び込み、地域経済に波及効果をもたらす仕組みを構築する。
- ・人口減少や高齢化が進む中、空き家や空き室の増、日常の買い物や移動手段の確保、その他行政サービスの維持などの課題がある。こうした課題に対応するため、起業支援事業として、本県に移住し、まちづくりの推進、過疎地域等活性化、買物弱者支援、地域交通支援等の地域課題の解決に資する事業において創業する者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継をした者に対し、創業、事業承継に係る経費の一部を補助するとともに、支援金の交付対象者に対し伴走支援等を実施することで、地域の担い手を確保し、地域経済の活性化を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

岐阜県及び市町村は、事業の全体的な計画、総括を自ら行うとともに、各地の商工会等関係機関との協働の体制づくりに責任を持ち、事業の効果の最大化を図る。求人を行う中小企業等は、岐阜県総合人材確保支援センターや地域金融機関の支援も活用しながら、東京の移住希望者にとって効果的な求人を行うことにより、移住を促して人材を確保し、地域の産業の担い手を育成する。

【地域間連携】

岐阜県が県内全域に目を配り事業全体を構築するとともに、地域の住民や中小企業等に近い立場である県内の各市町村との連携を図る。また、県は、東京の相談窓口、広告媒体、県ゆかりの店舗等を最大限活用し、各市町村の地域情報や支援策を求人情報とセットで発信していく。一方、各市町村は、個別の地域の事情を知る立場から、移住支援金受給者の就業先となる具体的な企業の掘り起こしや、移住者に対する住まいや生活面での支援を行う。

【政策間連携】

岐阜県のマッチング支援により、本県の強みである航空宇宙関連等の成長産業やモノづくり等の地場産業における人材育成、東海環状自動車道西回り区間やリニア等の基盤整備を機に活性化する観光業や流通業等における担い手確保へとつなげる。また、起業支援事業により、移住者による新たな視点での地域課題解決へとつなげる。

移住政策を地域における人材育成や雇用の確保等の産業施策及びまちづくり施策へとつなげることにより、単なる人口増加ではなく地域活力の向上に結びつけ、全体として地方創生に効果を発揮する。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

県民の代表者で構成される「地方創生分科会」で事業の効果検証を行う。県議会において報告を行い、効果検証する。

【外部組織の参画者】

産：（一社）岐阜県観光連盟会長、（一社）岐阜県経営者協会会長、岐

岐阜県商工会議所連合会会長、岐阜県商工会連合会会長、岐阜県商店街振興組合連合会理事長、岐阜県中小企業団体中央会会長、岐阜県農業協同組合中央会会長、岐阜県木材協同組合連合会会長

官：岐阜県市長会会長、岐阜県町村会会長

学：岐阜大学副学長

金：大垣共立銀行取締役頭取、十六銀行取締役頭取

労：日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長

言：岐阜新聞社代表取締役社長、中日新聞社岐阜支社支社長

福：（一財）岐阜県身体障害者福祉協会会長

【検証結果の公表の方法】

検証後速やかに岐阜県ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 605,415千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野について

まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援等

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。